

1～5 (略)

6 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、4(3)に掲げる日時までに 入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

誤 4(3)に掲げる日時までに

正 4(4)に掲げる日時までに

7以下 (略)